

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 法人後見事業 申合せ事項

(対象者)

- 1 法人後見実施要綱（以下「法人後見実施要綱」という。）第3条に規定する法人後見の受任の対象者とは、桑名市に居住していることを基本とするが、桑名市に住民票があり、市外の施設等に入所している場合には、現に本人の居住する自治体と協議のうえ、状況に応じて受任を検討する。その場合、桑名市社会福祉協議会業務に支障をきたさない程度の距離を対象の範囲とする。
- 2 法人後見実施要綱第3条第2項（1）に規定する法人後見受任対象者の財産上の理由とは、原則として後見人報酬を継続的に支払うことが可能な資産（自宅以外の処分可能な不動産や預貯金・有価証券等）を所有しておらず、かつ収入が生活保護基準（最低生活費）の1.5倍を上回らない程度とする。

(小委員会)

法人後見受任の適否など、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会が早急に意思表示をする必要がある場合は、法人後見運営委員会設置要綱（以下「運営委員会設置要綱」という。）第5条第4項に規定する業務の委託を受けた委員によって構成された小委員会にて議事内容を諮ることができる。

方法は、運営委員会設置要綱第5条第1項に規定する招集のほか、運営委員会設置要綱第5条第2項に規定する媒体のほか、電子メールや電磁的記録を用いた議決を可能とする。

小委員会は、運営委員会委員長のほか、委員長が指名した委員をもって構成し、議決は運営委員会設置要綱第5条第3項によるものとする。

また、小委員会での議決内容については、全委員に報告することとする。

(監査)

運営委員会設置要綱第2条（5）に規定する後見業務の監査は、あらかじめ指定した委員により実施をし、運営委員会で承認を得ることとする。

(利益相反)

法人後見受任対象者が桑名市社会福祉協議会の介護サービス等を利用している場合は利益相反になり得ることから、原則として、サービスを他の法人事業所に移行することとする。

附則

この申合せ事項は、平成26年6月9日から施行する